

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 2 号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届が提出されたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 1 4 日

岐阜県選挙管理委員会 委員長 竹 内 治 彦

資金管理団体の 届出をした者の 氏 名	資金管理団体の名称	資金管理団体 でなくなった 年月日
木下 晃一	きしたこういち後援会	R7. 3. 12
工藤 将和	工藤まさかず後援会	R6. 12. 31
松本 勝基	松本かつもと後援会	R6. 12. 31
横山 富士雄	横山ふじお後援会	R7. 3. 3
平井 豊司	平井豊司後援会	R7. 3. 6